

報告第 6 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので同条第3項の規定により、これを報告し承認を求める。

記

専決第 5 号 令和2年度上富田町特別会計国民健康保険事業補正予算
(第4号)

令和3年 5月12日提出
上富田町長 奥田 誠



専決第 5 号

令和2年度上富田町特別会計国民健康保険事業補正予算(第4号)

令和2年度上富田町の特別会計国民健康保険事業補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ489千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,894,162千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年 3月31日専決

上富田町長 奥 田 誠

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
6	繰入金	167,627	489	168,116
	2 基金繰入金	20,897	489	21,386
	歳入合計	1,893,673	489	1,894,162

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
5	保健事業費	18,506	489	18,995
	1 保健事業費	8,232	294	8,526
	2 特定健康診査等事業費	10,274	195	10,469
	歳出合計	1,893,673	489	1,894,162

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

款	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
6 繰入金	167,627	489	168,116
歳入合計	1,893,673	489	1,894,162

(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計
5 保健事業費	千円 18,506	千円 489	千円 18,995
歳 出 合 計	1,893,673	489	1,894,162

補正額の財源内訳			
特 定	財		一般財源
国県支出金	地方債	その他	
千円	千円	千円	千円
			489
0	0	0	489

2 歳 入

6 款 繰入金

489千円

2 項 基金繰入金

489千円

目	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険基金繰入金	千円 20,897	千円 489	千円 21,386
計	20,897	489	21,386

3 歳 出

5 款 保健事業費

489千円

1 項 保健事業費

294千円

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国庫支出金	地方債	その他	
1 保健衛生普及費	千円 8,232	千円 294	千円 8,526	千円	千円	千円	千円 294
計	8,232	294	8,526	0	0	0	294

5 款 保健事業費

489千円

2 項 特定健康診査等事業費

195千円

1 特定健康診査等事業費	10,274	195	10,469				195
計	10,274	195	10,469	0	0	0	195

節		説	明
区 分	金 額		
1 国民健康保険 基金繰入金	千円 489	国民健康保険基金繰入金	千円 489

節		説	明
区 分	金 額		
13 委託料	千円 294	人間ドック委託料	千円 294

13 委託料	195	特定健診委託料	195

